

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和三年十二月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年七月二十九日奈良県指令建第一〇八一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年十一月二十六日建第九八八二号
公共施設に関する工事の検査済証 令和三年十一月二十六日建第五七一四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市東三倉堂町三六九番三、三六九番五、三六九番六、三六九番七の一部及び三七〇番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市西町三番地の二九

株式会社末裕住建 代表取締役 山下栄行

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市東三倉堂町三六九番五及び三七〇番二
下水道 大和高田市東三倉堂町三六九番五及び三七〇番二の各一部
水路 大和高田市東三倉堂町三六九番三